

AML/CFTに求められる高度化と効率化の両立

金融作業部会（FATF）による第4次対日相互審査を受けてマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）に関する法規制はより高度化・厳罰化が見込まれる。金融機関は法規制に追随すると共に効率化を図る必要がある。欧米事例を踏まえて高度化と効率化の両立案を考察する。

FATF第4次対日相互審査後の 厳しい見通し

2019年11月15日にFATFによる第4次対日相互審査（オンサイト審査）が完了した。2019年11月19日現在、90の国・地域に対する審査結果がFATFから公表されているが、図表の通り通常フォローアップと評されたのはわずか6の国・地域に留まる。

これまでの他の国・地域への指摘を踏まえると、日本に対しては、①ガイドラインの強制化（法制化）、②制裁金・懲罰の制定、③疑わしい取引報告の質向上、④継続的顧客管理の高度化、⑤PEPs（特に国内PEPs）対応の必須化の5点が指摘される可能性が高いと考える。

特に①に関しては、2008年のFATF第3次対日審査時に金融庁の監督指針が「法的な執行力を有する手段」と認められなかった過去事例を踏まえると、今回AML/

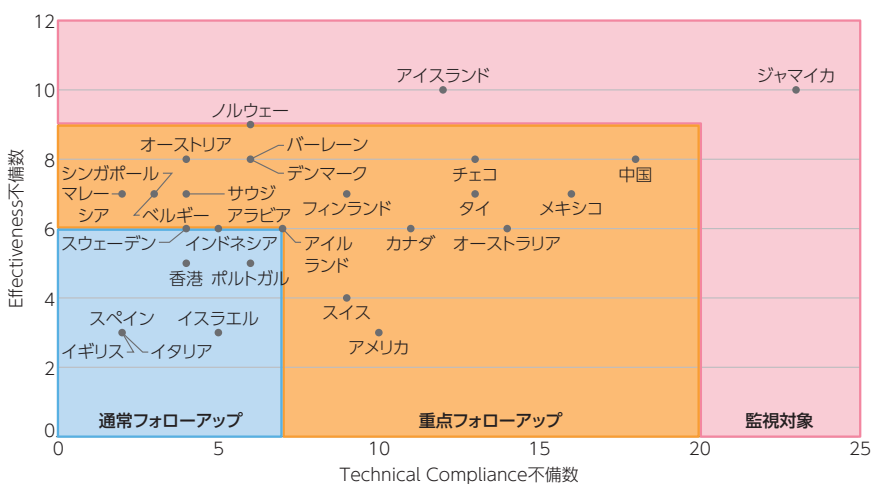
CFTに関するガイドラインが当該手段と認められるのが大きなポイントとなる。また②に関しては、2013年からの制裁金累計額が150億米ドルを超過した米国愛国者法の域外適用に加えて、アジア各国における制裁金や現場責任者個人への懲罰が顕著な傾向にあることを踏まえると、日本は懲罰面で比較的「軽い」状況にあり、他国並みの厳罰化を求められる可能性が高い。

加えて日本固有の脆弱性として、在日外国人や訪日外国人対応、AML/CFTが比較的脆弱な中小金融機関を含む隅々まで接続された金融ネットワーク、実質的支配者・真の受益者情報を含む有用な企業情報の不足、特殊詐欺対応に偏ったAML/CFTといった点もFATFから指摘される可能性が高いと考える。

一方でAML/CFTシステムに求められる機能も高度化の一途を辿っている。例えば金融庁のAML/CFTガイドラインにおいては、2019年4月の改訂により「対応が

求められる事項」が強化されている。KYCにおいてはリスクが高い顧客を的確に検知できるデータベースやシステムの導入、またデータガバナンスへの対応も明記された。また海外では米国財務省外国資産管理局のSDNリスト¹⁾に対するあいまい検索が未実装だったことによる制裁金が課徴された事例や、米国国土安全保障省²⁾が46ヶ国に62事務所を開設することで貿易マネロンの監視強化を明言する等、旧来のAML/CFTシステ

図表 FATF第4次相互審査の状況



(注1) 横軸はPCおよびNC、縦軸はMEおよびLEを計数し、一部国・地域をプロット

(注2) 相互審査に加えてフォローアップレポートが公表された国・地域は最新結果を採用

(出所) FATF Consolidated assessment ratings (Updated 19 November 2019) を基に野村総合研究所作成

ムでは対応が困難な機能が要求され始めている。貿易マネロンにおいては、金融機関が有する顧客および取引データに加えて、商品・サービス価格と市況との乖離、輸送経路を含む船舶情報との突き合わせ、さらには貿易書類の修正履歴の確認等、多岐にわたる情報に加えて旧来のルールベースでは不可能な判断が求められる。

共同利用型システムによる高度化と効率性の両立

継続的に高度化するAML/CFTに対応する一方、限られたリソースで現場を回すためには効率化に対する考慮も必要である。

主要欧米金融機関におけるAML/CFTシステムを調査³⁾したところ、米国3製品がグローバルトップ30金融機関の約7割を占めており、各金融機関の独自構築システムからの刷新が進んでいる。また各製品は欧米当局の法規制への準拠および追従性を訴求することにより市場の寡占化も進めている。

うち1製品においてはユーザー金融機関が自発的に形成したコミュニティが存在する。コミュニティにおいては最新法規制への対応状況の共有から、新しい犯罪類型への対応方法や実践的なシステムへの適用方法、さらには製品ベンダーへの改善要望やそのパイロット適用まで実施され、コミュニティ参加金融機関間で業務およびシステム両面の効率化が図られている。

国内に目を向けると、一部金融機関では前述製品の導入事例が見られるものの、大半の金融機関においては独自構築したシステムもしくは導入から10年前後経過したAML/CFT製品が未だ稼働している。このため改訂版AML/CFTガイドラインへの対応にも苦戦しているのが

実情であり、FATF第4次対日相互審査後を見据えた対策を打っている金融機関は一部に留まる。

そこで前述のコミュニティをさらに発展させた共同利用型システムを提言したい。すなわちAML/CFTに求められる機能が共通であることから、法規制への準拠を担保した製品ならば参加金融機関は同一製品を利用することが可能である。さらに前述の欧米当局の法規制への追従性を謳った製品を選択することにより、今後日本に流入する可能性が高い欧米当局の法規制へ先んじて準拠すると共に、今後の継続的な法規制高度化への追従からも開放される。加えてシステム運用をアウトソースすることにより、参加金融機関は高リスク顧客のデューデリジェンスや疑わしい取引の詳細確認、さらにはAML/CFTシステムの閾値チューニングといった定期的なPDCAへ注力することが可能となる。

国連薬物犯罪事務所の推計によると全世界の年間マネー・ローンダリング額はGDPの2～5%、すなわち8,000億～2兆米ドルと巨額である⁴⁾。国内においてマネー・ローンダリングを実感する機会はほとんどないが、間接的には様々な影響を受けていると推測される。AML/CFTが脆弱な国と認識されるとレピュテーションリスクが発生し、カントリーリスクの上昇、具体的には金融機関間のコルレス手数料増大や、最悪の場合はコルレス契約打ち切りも考えられることから、早急な対策が求められている。

Writer's Profile



高田 貴生 Atsuo Takada

金融グローバル事業推進部
上級システムアナリスト、公認AMLスペシャリスト
専門は金融犯罪対策
focus@nri.co.jp

NOTE

- 1) Specially Designated Nationals And Blocked Persons List : 経済制裁措置および対象者リスト。
- 2) テロ防止、出入国管理や税関業務等、あらゆる脅威から米国土を守ることを使命とした行政機関。
- 3) 2018年1月～3月NRI独自調べ。
- 4) <https://www.unodc.org/unodc/en/money-laundering/globalization.html>